書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１号
山口市江崎2212番地の１
破産者　有限会社吉南開発
異議申述期間　平成23年10月19日まで
平成23年９月16日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
山口市小郡下郷2257番地１
破産者　三宅　靖彦
異議申述期間　平成23年10月19日まで
平成23年９月16日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７１号
山口県岩国市平田６丁目56番６―206号
破産者　麻生　恵子
異議申述期間　平成23年10月21日まで
平成23年９月21日　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第７０号
北海道北斗市七重浜６丁目２番13号
破産者　山内工業株式会社
異議申述期間　平成23年11月７日まで
平成23年９月21日　函館地方裁判所

免責審尋期日

平成２３年（フ）第５５５３号
東京都品川区上大崎２丁目24―13―1101
破産者　小野　幹雄
審尋期日　平成23年11月30日午前10時30分
平成23年９月15日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２３年（再）第６７号
東京都新宿区西新宿３丁目７番１号　新宿パークタワーN30階、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区青葉台３丁目６番16号
再生債務者　デザインエクスチェンジ株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区日本橋小伝馬町14番５号メローナ日本橋703号　戸崎法律事務所　弁護士　戸崎　　透
平成23年９月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第１号
鳥取県米子市彦名町1460番地４
再生債務者　株式会社フジコン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　鳥取県米子市久米町328番地つばさビル２階　和心総合法律事務所　弁護士　岸田　和久
平成23年９月16日　鳥取地方裁判所米子支部

同 意 再 生

平成２３年（再）第２号
新潟県新潟市西蒲区赤鏥942番地12
再生債務者　山本　和伸
１　主文　本件について同意再生の決定をする。
２　理由の要旨　すべての届出再生債権者が、書面により、以下の再生計画について同意し、かつ、民事再生法に定める再生債権の調査及び確定の手続を経ないことに同意した。
３　再生計画案
第１　再生債権
再生債権者総数　12名
届出再生債権総額
金30億8366万9154円
第２　権利の変更及び弁済方法
１　株式会社日本政策金融公庫の再生債権のうち、金池管財株式会社に対する金銭消費貸借契約証書に基づく貸付金について、株式会社伸和が平成21年12月28日に債務引受契約をした金員に係る保証債務履行請求権を除いた、その余の再生債権につき、再生計画認可決定が確定したときに、元本、利息及び遅延損害金の全額について免除を受ける。
２　日本債権回収株式会社の再生債権につき、再生計画認可決定が確定したときに、元本、利息及び遅延損害金の全額について免除を受ける。
３　新潟県信用保証協会の再生債権のうち、再生債務者が連帯保証をなした株式会社伸和の株式会社北越銀行からの借入金に対し、同協会が平成22年１月７日に締結した信用保証委託契約によって同協会が代位弁済することにより取得する求償権を除いた、その余の再生債権につき、再生計画認可決定が確定したときに、元本、利息及び遅延損害金の全額について免除を受ける。
４　個人の各再生債権者については、再生計画認可決定が確定したときに、金９万7000円について免除を受ける。残額については、再生計画認可決定の確定日から１か月以内に、各再生債権者の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。
５　その余の再生債権については、権利の変更をしない。
第３　共益債権及び一般優先債権の弁済
共益債権と一般優先債権は存在しない。
平成23年９月７日　新潟地方裁判所

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第５号
東京都墨田区両国１丁目10番７号
再生債務者　中小企業信用機構株式会社
特別調査期間　平成23年11月10日から平成23年11月11日まで
平成23年９月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３２号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
再生債務者　株式会社リンク・ワン
特別調査期間　平成23年10月20日から平成23年10月21日まで
平成23年９月15日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第９１号
東京都千代田区神田司町２丁目７番地
再生債務者　日本振興銀行株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年７月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年11月15日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年11月７日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年11月１日
平成23年９月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第５号
東京都墨田区両国１丁目10番７号
再生債務者　中小企業信用機構株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年８月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年11月16日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年11月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年11月２日
平成23年９月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第３２号
東京都新宿区西新宿６丁目５番１号
再生債務者　株式会社リンク・ワン
１　決議に付する再生計画案　平成23年９月６日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年10月26日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年10月18日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年10月12日
平成23年９月15日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２２年（再）第２号
福島県田村市船引町東部台４丁目281番地
再生債務者　株式会社トリアス
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年９月20日　福島地方裁判所郡山支部